

緑の少年団活動助成事業実施要領

栃木県緑の少年団連盟

第1 目的

緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的とする緑の少年団の活動を促進するため、その活動を支援する。

第2 助成の対象

緑の少年団の活動に必要な経費

第3 手続き

- (1) 活動助成事業を希望する緑の少年団（以下「少年団」という。）は、別紙様式－1により、事業実施申請書を6月末までに栃木県緑の少年団連盟会長（以下「会長」という。）に提出する。
- (2) 会長は、申請の内容が適当と認めたとき、別紙様式－2により助成金交付決定額を通知する。
- (3) 少年団は、活動終了後、別紙様式－3により、事業実施報告書を1月末日までに会長に提出する。
- (4) 会長は、事業実施報告書に基づき内容を確認して、少年団の指定する口座に送金する。

附則 この要領は、平成24年4月1日より実施する。

この要領は、平成31年4月1日より実施する。